

# 西条市議会議員選挙

4月17日(日)告示

4月24日(日)投票

## 投票時間 7時～20時

山間部の投票区投票所(市之川、加茂、大保木、黒谷、桜樹地区)の投票時間は、7時～18時と短縮されていますので、投票所入場券等で確認してください。

## 投票所

従来の投票所を利用しますが、やむなく変更する場合があります。変更対象区域のかたへは、別途お知らせします。

## 問合せ 西条市選挙管理委員会 (TEL0897-56-5151 内線 5622)

選挙区選挙	今回の選挙は選挙区単位の選挙となります。選挙区は、合併前の自治体単位になります。投票は、該当する住所地の選挙区の候補者を選びます。	
選挙区別定数	西条選挙区(旧西条市域)：17 東予選挙区(旧東予市域)：10 丹原選挙区(旧丹原町域)：4 小松選挙区(旧小松町域)：3	
投票できる人	●選挙人名簿に登録されている人 ●昭和60年4月25日以前に生まれた人で、平成17年1月16日以前から西条市の住民基本台帳に登録され、引き続き西条市に住所を有している人(転入してきた人は、平成17年1月16日までに転入届出をした人) なお、合併前の2市2町区域内の移動は、西条市に住所を有している期間に通算されます。	
投票所入場券	基準日(4月16日)現在で選挙人名簿に登録されていて、西条市に居住している人に郵送 ①入場券が届いても、その後の異動等で選挙権がなくなった人は投票できません。 ②入場券が届いていない場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていて選挙権がある人は投票できます。係員にそのことをお申し出ください。 ③入場券が届く前に、期日前投票を済ませた人の入場券については破棄してください。	
選挙公報	今回の西条市議会議員選挙における選挙公報(候補者の政見等を記載したものは、選挙区別に作成し、新聞折込(4月20日朝刊)となります。(市役所、各公民館等に備え置きます。) 新聞を購読されていないかたにつきましては、西条市選挙管理委員会までお申し出ください。郵送等により対処させていただきます。	
市内転居者	4月8日昼までに届出をした人は、新しい住所の選挙区および投票所で投票します。 4月9日出以降に届出をした人は、届出前の住所の選挙区および投票所で投票します。	
期日前投票	できる人	投票日当日に ①仕事がある人 ②何らかの用務等で投票区域外にいる人 ③出産や手術で入院予定の人 等
	期間	4月18日(月)～4月23日(日)
	時間	8時30分～20時
	場所と利用者区分	●期日前投票所は、選挙区単位の各1カ所設けています。該当する住所地の期日前投票所で投票できます。 ●期日前投票所の場所 旧西条市域の人：西条市庁舎別館5階 全員協議会室 旧東予市域の人：東予総合支所1階 ロビー 旧丹原町域の人：丹原総合支所2階 選挙管理委員会分室 旧小松町域の人：小松総合支所1階 会議室
必要なもの	①投票所入場券(届いていればご持参ください。) ②宣誓書(選挙管理委員会にて用意しています。印鑑は不要です。)	
不在者投票	滞在地で行う場合	西条市議会議員選挙の選挙権があり、西条市外に滞在している人は、 ①選挙人(本人) → 西条市選挙管理委員会に投票用紙等を請求 ②西条市選挙管理委員会 → 選挙人に投票用紙等を速達で郵送 ③選挙人(本人) → 投票用紙等が届いたら、滞在地選挙管理委員会へ持参し、投票 ④滞在地選挙管理委員会 → 西条市選挙管理委員会へ投票用紙等を郵送 ※投票用紙の請求手続き等に日数がかかりますので、お早めに申し出てください。
	その他	病院・老人ホーム等の施設で行う方法、身体障害者等が自宅で行う方法もありますので、詳しくは該当施設、選挙管理委員会へお問い合わせください。
者の縦覧	期間	4月17日(日)～4月18日(月)
	時間	8時30分～17時
	場所	西条市選挙管理委員会事務局